

Facebook 福島県県南地方振興局企画商工部地域づくり・商工労政課
公式サイト運営要領

(趣旨)

第1条 この要領は、福島県県南地方振興局（以下「振興局」という。）が Facebook 社の情報配信サービス Facebook に福島県県南地方振興局企画商工部地域づくり・商工労政課公式サイト（以下「公式サイト」という。）を設け、県南地方の地域づくり、観光及び商工労政に係る取組等を情報発信する際に、必要な事項を定めるものとする。

(運営責任)

第2条 公式サイトへの情報掲載は、原則、福島県県南地方振興局企画商工部地域づくり・商工労政課（以下「地域づくり・商工労政課」という。）が行うものとする。

(公式サイトのアカウント等)

第3条 公式サイトのアカウントは「kennan.promotion@pref.fukushima.lg.jp」とする。同アカウントについては、地域づくり・商工労政課において管理するものとする。この場合、パスワードは適宜変更し、古いパスワードは再利用しないこととする。

(掲載対象)

第4条 掲載対象については、県内外に早急かつ広く周知すべきと県南地方振興局長（以下「局長」という。）が判断する情報全般とする。

(Facebook の題材収集方法)

第5条 Facebook の題材については、原則として地域づくり・商工労政課員が業務等から適切なものを収集することとする。

2 他機関等で Facebook に情報掲載希望がある場合は、別紙様式「Facebook 福島県県南地方振興局企画商工部地域づくり・商工労政課公式サイトへの掲載について（依頼）」を局長あてに原則として掲載を希望する3日前までに提出するものとする。ただし、緊急を要する場合はこの限りでない。

(ホームページへのリンク)

第6条 前条第2項により公式サイトへの掲載を依頼する場合のリンク先アドレスについては、県機関の他、以下のいずれかが設置するホームページとする。

- ア. 国
- イ. 県内の市町村
- ウ. 学校法人が設置する県内の教育機関
- エ. 県内の高等教育機関
- オ. 他の都道府県

カ. その他リンクの設定が妥当と判断された団体等

2 リンクを設定する際には、リンク先の承諾を得るものとする。

(投稿コメント等への対応)

第7条 御意見等は、メッセージ機能又は振興局公式ホームページに掲載されているメールアドレスにより受け付けるものとする。投稿に対して表示される他の利用者のコメント等については、可能な限り返信することとする。

(その他)

第8条 この要領に定めるもののほか、公式サイトの運営に関して必要な事項は地域づくり・商工労政課長が別途定める。

附 則

この要領は、平成28年7月22日から施行する。

【掲載対象の具体例】

- 1 管内地域づくり活動の向上に資すると判断される情報
例：地域づくり団体の取組の紹介、地域のイベント情報等
- 2 管内の観光に関する情報
- 3 管内の商工労政に関する情報
- 4 県が主催するイベント、観光情報、キャンペーン等の告知
- 5 その他早急かつ広く周知すべき県政情報